

令和3年12月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第54号

松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を改定し、並びに未就学児に係る被保険者均等割額の減額について定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の改定（第2条関係）

国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 定 後
基 礎 課 税 額	61万円	63万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円
介 護 納 付 金 課 税 額	16万円	17万円
合 計	96万円	99万円

(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額（第11条、第19条及び第20条並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項まで関係）

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について定める。

(3) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2（1）及び（2）は、令和4年4月1日

(2) 経過措置

2（1）及び（2）は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第55号

松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

産科医療補償制度の一部改定に伴い、出産育児一時金の額を改定するための条例の改正

2 内容

出産育児一時金の額の改定（第7条関係）

改 定 前	改 定 後
40万4千円。ただし、産科医療補償制度における保険契約を締結している病院等で出産した場合は、40万4千円に、保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で町長が定める額を加算した額を支給する。	40万8千円。ただし、産科医療補償制度における保険契約を締結している病院等で出産した場合は、40万8千円に、保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で町長が定める額を加算した額を支給する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年1月1日

(2) 経過措置

2は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第56号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

学校運営協議会委員の報酬の額を定めるとともに、学校評議員の報酬を廃止するための条例の改正

2 内容

学校運営協議会制度の導入に伴い、学校運営協議会委員の報酬の額を定めるとともに、学校評議員の報酬を廃止する。(別表関係)

(1) 学校運営協議会委員の報酬の額は、日額3,000円とする。

(2) 学校評議員の報酬を廃止する。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第57号

松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

ひとり親家庭等医療費の支給に係る自己負担金の算定方法を明確化するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) ひとり親家庭等医療費の支給に係る自己負担金の算定方法の明確化(第6条関係)

ひとり親家庭等医療費の支給に係る自己負担金の額は1人当たりの額であることを明確に規定するもの。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第58号

松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額の改定等をするための条例の改正

2 内容

長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額の改定等(別表関係)

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正により、長期使用構造等に係る確認が行われることに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査における提出書類を変更するとともに、手数料の額を改定する。

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等により、共同住宅における住棟認定が導入されることに伴い、手数料の算定方法を変更する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年2月20日

(2) 経過措置

ア 2は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

イ アにかかわらず、改正前の別表長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。

議案第59号

松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等における電磁的方法により対応することができる事務の見直しを行うとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 特定教育・保育施設等における電磁的方法により対応することができる事務の見直し（第5条、第38条及び第53条関係）

特定教育・保育施設等における電磁的方法により対応することができる事務を次のとおり見直す。

現 行	改 正 後
特定教育・保育施設は、利用申込者への重要事項の説明については、文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。	特定教育・保育施設等は、記録、作成及び保存等を書面等により行うこととされているものについては、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる。また、書面等の交付若しくは提出又は書面等による同意の取得については、当該書面等に代えて、電磁的方法により提供又は取得することができる。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第60号

町道3号線道路改築工事（1工区）請負契約の変更契約の締結について

- 1 工 事 名 町道3号線道路改築工事（1工区）
- 2 施 工 箇 所 松伏町大字大川戸地内
- 3 履 行 期 限 令和3年12月28日
- 4 変 更 履 行 期 限 令和4年3月28日
- 5 請 負 業 者 埼玉県北葛飾郡松伏町田中三丁目27番地1
清水建設株式会社
代表取締役 川名 正博

議案第61号

町道の路線廃止について

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2-131	松伏町大字田島字中西 322番地先	松伏町大字田島字中西 322番地先	

議案第62号

令和3年度松伏町一般会計補正予算（第6号）

- 1 補正前予算額 9,614,490千円
- 2 補正予算額 116,371千円
- 3 合 計 9,730,861千円

議案第63号

令和3年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 補正前予算額 3,402,683千円
- 2 補正予算額 17,790千円
- 3 合 計 3,420,473千円

議案第64号

令和3年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 補正前予算額 2,180,683千円
- 2 補正予算額 5,217千円
- 3 合 計 2,185,900千円

議案第65号

令和3年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 1 補正前予算額 377,061千円
- 2 補正予算額 5,051千円
- 3 合 計 382,112千円